

北名古屋水道企業団緊急情報ツイッター運用基準

1 趣旨

この基準は、災害等の緊急情報を迅速に、かつ、広範に伝達することを旨として、北名古屋水道企業団緊急情報ツイッターを適正に運用するために必要な事項を定めるものとします。

2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めます。

- (1) ツイッター インターネット上で 140 文字以内の短い文章及び画像を、不特定の利用者に公開できる手段。
- (2) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名。
- (3) リプライ 他のユーザーの投稿した記事に返信すること。
- (4) リツイート 他のユーザーの投稿した記事を引用して投稿すること。
- (5) フォロー 他のユーザーの投稿した記事を受信するように登録すること。

3 運営主体

- (1) 北名古屋水道企業団緊急情報ツイッターの運営主体は総務課とし、アカウントの管理を行います。
- (2) ユーザー名は kitanagoyasuido とします。

4 情報の明示

第三者が企業団を装ってアカウントを作成し、記事を投稿するのを防ぐために、企業団は、北名古屋水道企業団緊急情報ツイッターのユーザー名を企業団のホームページ上に掲載します。

5 掲載内容

投稿する記事は、次に掲げるものとします。

- (1) 災害対策本部が行う応急給水活動に関するもの
- (2) 災害対策本部が行う応急復旧作業に関するもの
- (3) その他事務局が適当と認めるもの

6 北名古屋水道企業団緊急情報ツイッターにおける記事の投稿

- (1) 北名古屋水道企業団緊急情報ツイッターの運用においては、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)その他関係法令を遵守します。
- (2) 北名古屋水道企業団緊急情報ツイッターの記事の投稿は、災害時には災害対策本部長又は非常配備班長の書面又は口頭での了承を得たのち、庶務班職員又は非常配備職員が行います。災害時以外の情報発信においては事務局長決裁後、企画財務担当職員が記事の投稿を行います。

7 リプライ、リツイート及びフォローの制限

- (1) 企業団は、原則としてリプライ、リツイート及びフォローは行いません。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が投稿した記事で、特に災害対策本部が必要と認めるものはこの限りではありません。

- (2) 企業団は投稿した内容に対しての意見、問い合わせに個別返信はしないものとします。
- (3) 回答を希望される場合は、執務時間内(平日午前8時30分から午後5時15分)に電話又は企業団ホームページからご連絡ください。

8 ホームページとのリンク

投稿した記事に記載するリンクのリンク先は、原則として企業団が運営するホームページに限ります。ただし、国、他の地方公共団体及び公益法人等が開設したホームページで、特に災害対策本部が認めるものはこの限りではありません。

9 アカウントの停止又は削除

企業団は、記事の投稿が困難になった場合、アカウントを速やかに停止又は削除します。

10 免責

- (1) 北名古屋水道企業団緊急情報ツイッター投稿情報の正確性については万全を期しておりますが、利用者が投稿情報を利用または信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (2) 企業団は北名古屋水道企業団緊急情報ツイッターに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (3) 企業団は予告なく運用基準の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。

11 利用者による書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なくアカウントのブロック等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など企業団または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) 企業団の投稿する内容の一部又は全部を改変するもの
- (13) 企業団の投稿する内容に関係ないもの
- (14) その他企業団が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

12 補則

この基準の実施について必要な事項は、総務課長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。